

インターネット関連法律の全体動向

岡村 久道 ●弁護士 国立情報学研究所 客員教授

改正された「電気通信事業法」「電波法」「不正競争防止法」「個人情報保護法」「マイナンバー法」の内容を解説する。個人情報保護法の重要部分は政令や委員会規則に委ねられている点が多く、今後も注視を要する。

2015年春の通常国会（第189回国会）では、重要なインターネット関連法案が可決成立した。その一覧は、資料5-1-1のとおりである。以下、成

立した個々の法案について、成立日の順に説明する。

資料5-1-1 関連法律の全体動向

法令（成立日順）	成立日	公布日
電気通信事業法（改正）	2015年5月15日	2015年5月22日
電波法（改正）	同上	同上
不正競争防止法（改正）	同年7月3日	同年7月10日
個人情報保護法（改正）	同年9月3日	同年9月9日
マイナンバー法（番号利用法）（改正）	同上	同上

出典 筆者が作成

■電気通信事業法・電波法の改正

今回の改正内容は多岐にわたっており、(1)電気通信事業の公正な競争の促進、(2)電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護、および(3)その他の点から成り立っている。

●(1)電気通信事業の公正な競争の促進

上記(1)は、①光回線の卸売サービス等に関する制度整備、②禁止行為規制の緩和、③携帯電話網の接続ルールの充実、および④電気通信事業の登録の更新制の導入等（合併・株式取得等の審査）から成り立っている。内容は次の通り。

①光回線の卸売サービス等に関する制度整備：NTT東西などの主要事業者が提供する光回線等

の卸売サービスについて、事後届出制を導入するとともに、届出内容を総務大臣が整理・公表する制度を整備し、それによって、光回線の卸売サービス等の公平性、適正性および透明性を確保し、公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現することにより、光回線の利用率等の向上を目的としている。

②禁止行為規制の緩和：これまで、NTT東西などの市場支配的事業者が、特定の事業者のみと連携すること（例：通信機能付カーナビにかかわる特定の自動車メーカーとの連携）は、禁止行為規制（特定の事業者を不当に有利・不利に扱うことの禁止）に抵触し実施不能状態であったことを改め、規制緩和して多様な業種（CATV、自動

車メーカー、警備会社等）との連携を可能にすることにより、M2M（Machine to Machine）、IoT（Internet of Things）等の多様な新サービス・新事業を創出しようとするものである。

③携帯電話網の接続ルールの充実：MVNO（Mobile Virtual Network Operator）の迅速な事業展開を可能とし移動通信市場の競争促進を図るため主要事業者（二種指定事業者）の携帯電話網の接続ルールについて、必要な部分だけを借りられる制度、接続料の算定制度等を整備するものである。

④電気通信事業の登録の更新制の導入等（合併・株式取得等の審査）：主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合は、事業運営（経理的基礎等）や公正競争に与える影響を審査するため、登録の更新を義務付けるとともに、携帯電話等の基地局の開設計画の認定において、電気通信事業の登録を受けることを要件に追加するものである。

●(2) 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護

上記(2)は、⑤書面の交付・初期契約解除制度の導入、⑥不実告知・勧誘継続行為の禁止等、および⑦代理店に対する指導等の措置から成り立っている。

⑤書面の交付・初期契約解除制度の導入：契約締結後に、個別の契約内容を確認しやすくするよう、電気通信事業者・有料放送事業者に対し、光回線サービス、携帯電話、ケーブルテレビ等について、契約締結書面の交付を義務付ける。さらに、サービスの利用可能場所等を利用前に確知することが困難料金等が複雑で理解が困難という特性があるサービスについては利用者は、契約締結書面受領後等から8日間相手方の合意がなくても契約解除できる制度を導入するものである。

⑥不実告知・勧誘継続行為の禁止等：電気通信事業者・有料放送事業者（代理店を含む）に対し、主要なサービスについて、料金など利用者・受信者の判断に影響を及ぼす重要事項の不実告知や事実不告知を禁じるとともに、主要なサービスについて、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思を示した場合、勧誘の継続行為を禁じるものである。

⑦代理店に対する指導等の措置：契約時の提供条件の説明など、代理店による契約締結業務の適切性を図るため電気通信事業者・有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付けるものである。

●(3) その他

上記(3)には、以下の2件が含まれる。

⑧ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等を確保するため、大規模な事業者、およびトップレベルドメインに国または地方自治体の名称（「.jp」「.tokyo」等）を用いたドメイン名の名前解決サービスを提供する事業者に対し電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出等を義務付けるとともに、透明性を確保するため、公共性の高い事業者には会計の整理・公表等を義務付ける。

⑨電波法関係の規定整備として、訪日観光客等が国内に持ち込む携帯電話端末およびWi-Fi端末等について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合に、国内での利用を解禁すること。また、無線通信への妨害事例に対応するため、無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者に、技術基準に不適合な無線設備を販売しないように努力義務を新たに規定し、技術基準に適合しない無線設備を製造・販売する者に対する総務大臣の勧告の要件を見直すとともに、勧告に従わない者に対する命令を規定

1
2
3
4
5
する。

■不正競争防止法の改正

事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態、およびわが国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大したことなどから、事業者が保有する営業秘密の保護強化のため、不正競争防止法の営業秘密保護規定が改正された。

具体的な改正内容は、(1)営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上、および、(2)営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備から成り立っている。

●(1) 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上

上記(1)は、基幹技術の価値増大等を背景に、巨額の被害（加害者の利得）が生じたり、犯人への高額の報酬が支払われたとされる事例が見受けられたりすることを踏まえ、刑事・民事両面にわたり、抑止力向上のための措置を講じるという見地から、①罰金額の引上げおよび犯罪収益の没収等の措置を講じること、②営業秘密侵害罪を非親告罪とすること、③民事訴訟（賠償請求等）における原告の立証負担を軽減するため、被告による営業秘密の使用を推定する規定等を創設すること、④営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等を禁止し、差止め等の対象とするとともに、刑事罰の対象とすることを内容としている。

●(2) 営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備

上記(2)は、携帯情報端末の普及等のIT環境の変化に対応し、処罰範囲を整備するという見地から、①不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者を処罰対象に追加すること、②営業秘密の海外における取得行為を処罰対象に追加すること、③営業秘密侵害の未遂行為を処罰対象に追加すること、を内容とするものである。

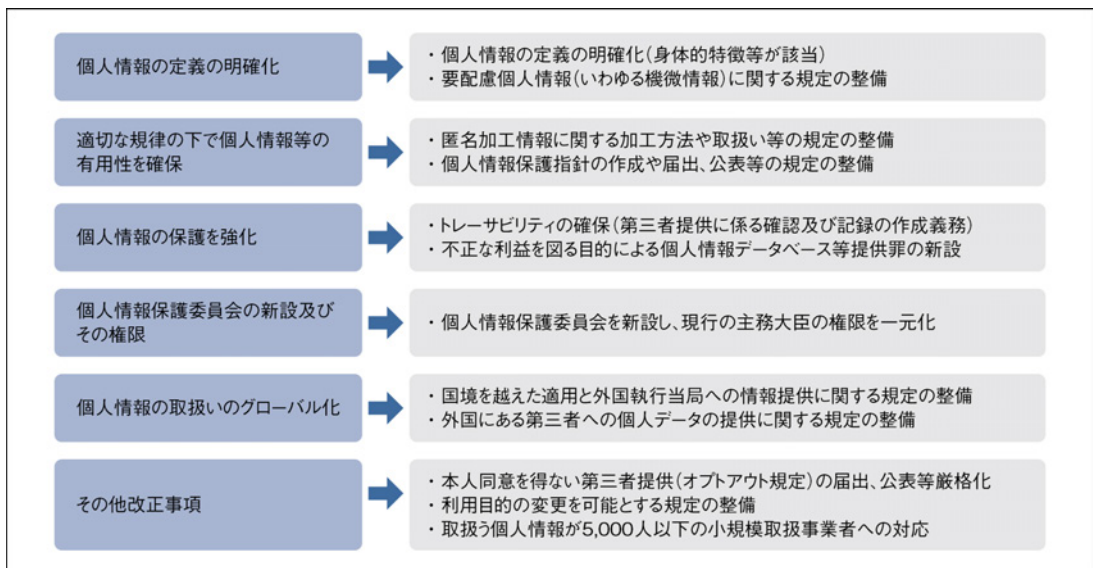
ところで、この改正に向けた検討段階では、営業秘密として保護されるための要件のひとつである「秘密管理性」の解釈について議論があった。主務官庁（経済産業省）が公表してきた営業秘密管理指針が定める管理策すべてが講じられていなければ営業秘密として保護されないのではないかという誤解が一部で生じていたからである。そのため、この法改正とともに営業秘密管理指針も改定され、最小限の管理策だけを記載する形式へと改められた。さらに、営業秘密の漏えい防止策を取りまとめた「秘密情報の保護ハンドブック」も、別途、策定されている。

■個人情報保護法の改正

制定から10年以上が経過した個人情報保護法が大幅に改正された。その間におけるICT（情報通信技術）の飛躍的な進展がもたらした個人情報を取り巻く環境の変化に対応するためのものである。個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによって、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現を図ろうとするものである。

改正法の具体的な内容については、資料5-1-2を参照されたい。しかし、当該内容の具体化に関し、その重要部分については政令や個人情報保護委員会規則に委ねられている点が多く、当該政令等が今後パブリックコメントに掛けられる予定である。

改正法は、原則として改正の公布日から2年内に施行される。ただし、「個人情報保護委員会」は、個人情報保護法上の機関として2016年1月1日から発足する。これは日本版プライバシーコミッショナーとも呼ぶべき独立第三者機関であり、マイナンバー法上の「特定個人情報保護委員会」を拡大改組することによって設けられるものである。



出典 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」 概要、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、2015年3月

■マイナンバー法（番号利用法）の改正

個人情報保護法の改正とカップリングされた法案によって、マイナンバー法（番号利用法）も改正された。金融分野、医療等分野等における利用範囲を拡充するものである。具体的には、預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等が盛り込まれている。

法案成立を目前に、年金機構からの個人情報大量漏えい事件が発覚したため、参議院で法案に修正が加えられた上、成立した。具体的には、28条の2（研修の実施）、28条の3（委員会による検査等）、28条の4（特定個人情報の漏えい等に関する報告）、および35条の2（特定個人情報の保護を図るための連携協力）が盛り込まれる一方、年

金機構との情報連携が延期となった。

2016年1月1日からマイナンバーの利用が開始されるが、マイナンバー法関連の各種の政省令の改正も相次いでいることを補足しておきたい。

■結びに代えて

2016年春の通常国会には、行政機関個人情報保護法、および独立行政法人等個人情報保護法の改正案が国会に提出される予定である。マイナンバー法関連の政省令の再改正案も行われている。したがって、前述した改正個人情報保護法に関し明らかにされる予定の政令等の内容を含め、これらの立法動向を今後も注意深く見守る必要がある。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2016年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp